

九州大学研究推進職規程

平成26年度九大規程第149号
制 定：平成27年 3月30日
最終改正：令和 5年 3月30日
(令和4年度九大規程第93号)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人九州大学高度専門職員人事規程（平成26年度九大就規第25号）第3条第2項の規定に基づき、研究推進職の職務その他の必要な事項について定めるものとする。

(職務等)

第2条 研究推進職は、科学技術（人文科学のみに係るものを含む。以下同じ。）に関する試験若しくは研究又は科学技術に関する開発（以下「研究開発」という。）又は研究開発の成果の普及若しくは実用化（以下「研究開発等」という。）に係る企画立案、資金の確保並びに知的財産の取得及び活用その他の研究開発等に係る運営及び管理に係る業務に従事する。

2 研究推進職に、研究推進主幹、研究推進准主幹及び研究推進専門員を置く。

3 研究推進主幹は第1項の職務に加え、研究推進准主幹及び研究推進専門員が従事する職務を統括し、研究推進准主幹及び研究推進専門員を育成する。

(資格)

第3条 研究推進職となることができる者は、その職務に応じて次の各号に掲げるそれぞれの要件のいずれかに該当するものとする。

(1) 研究推進主幹

- イ 研究開発等について、特に高度の専門的な知識及び能力を有する者
- ロ 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者又は研究開発等上の業績によりこれに準ずると認められる者

(2) 研究推進准主幹

- イ 研究開発等について、高度の専門的な知識及び能力を有する者
- ロ 修士の学位又は専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。以下同じ。）を有する者

(3) 研究推進専門員

- イ 研究開発等について、専門的な知識及び能力を有する者
- ロ 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位を含む。）又は専門職学位を有する者

(配置)

第4条 研究推進職は、研究院、基幹教育院、高等研究院、附置研究所、カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所、病院、情報基盤研究開発センター、エネルギー研究教育機構、アジア・オセアニア研究教育機構、学内共同教育研究センター、学術研究・産学官連携本部、未来人材育成機構及び九州大学学則（平成16年度九大規則第1号）第

16条に規定する推進室等が、研究開発等に係る企画立案、資金の確保、知的財産の取得及び活用その他の研究開発等に係る運営及び管理に係る業務を行う場合に配置することができる。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 九州大学リサーチ・アドミニストレーター規程(平成24年度九大規程第15号)は、廃止する。

附 則(平成28年度九大規程第26号)

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則(平成29年度九大規程第37号)

この規程は、平成29年11月1日から施行する。

附 則(平成29年度九大規程第63号)

この規程は、平成30年2月1日から施行する。

附 則(平成30年度九大規程第120号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和4年度九大規程第93号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。